島根県から「他の都道府県の私立高等学校等又は私立高等学校等専攻科」にお子さんを進学させておられる保護者の皆様へ

令和８年度　島根県私立高等学校等「奨学のための給付金（通常分）」のご案内

島根県では、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯の高校生等に対して「島根県私立高等学校等及び私立高等学校等専攻科奨学のための給付金」の給付を行います。（返還不要の給付金です。）

１．給付要件

〇お子さんが私立の高等学校（特別支援学校高等部生徒を除く）、専修学校高等課程、専修学校一般課程等（以下「高等学校等」という。）又は高等学校等専攻科に在学しており、高等学校等就学支援金または高等学校等学び直し支援金の受給対象者であること。

〇7月１日現在、上記に該当する生徒の保護者（親権者）が島根県内に住所を有すること。

〇以下のいずれかに該当する世帯

- 生活保護世帯
- 住民税非課税世帯
- 所得割額の合計額が 100 円～105,500 円未満の世帯
- 所得割額の合計額が 105,500 円～182,500 円未満の世帯（高等学校等のみ）
- 所得割額の合計額が 105,500 円～264,500 円未満であり扶養する子が３人以上いる世帯（専攻科のみ）

※旧制度の対象者は上記とは異なります。

２．生徒一人あたりの給付額（年額）

（私立高等学校の場合）

令和８年度給付額（年額）		生活保護世帯・住民税非課税世帯（年収 270 万円未満世帯）	所得割額 105,500 円未満（年収 270～380 万円世帯）	所得割額 182,500 円未満（年収 380～490 万円世帯）
生活保護世帯		52,600 円		
上記以外の世帯	全日制等	152,000 円	50,670 円	38,000 円
	通信制	52,100 円	17,370 円	13,030 円

※就学支援金新制度の対象外となる外国籍又は外国人学校の生徒（R8 年度新入生である留学生を除く）は、生活保護世帯・住民税非課税世帯のみ

（私立高等学校専攻科の場合）

令和８年度給付額（年額）	住民税非課税世帯（年収 270 万円未満世帯）	所得割額 105,500 円未満（年収 270～380 万円世帯）	所得割額 264,500 円未満（年収 380～600 万円多子世帯）
	52,100 円	17,370 円	13,030 円

※修学支援制度の対象外となる外国籍の生徒（R8 年度新入生である留学生を除く）は、旧制度単価での支給

3．申請方法・提出先

〇申請書に必要書類を添えて、「島根県 総務課私学・県立大学室」へ郵送してください。

送付先：〒690-8501　島根県松江市殿町１番地　「島根県 総務課 私学・県立大学室」
連絡先：TEL 0852-22-6050　　FAX 0852-22-6168

4．提出期限

締切：令和８年９月３０日（水）まで

※秋入学の方など締切に間に合わない場合は、上記連絡先にお問い合わせください。

5．提出書類

〇書類の記入は油性ボールペンで記入すること（フリクションボールペン、鉛筆不可）。
〇記入誤りを訂正する場合は、二重線を引き、その上に押印してから余白に記入する（修正ペン、修正テープは使用不可）。

世帯区分	書　　類	留　意　点　等
【共通】	①　申請書	（島根県私立高等学校等奨学のための給付金受給申請書）
	②　在学証明書	学校独自の書式でも代用可能 →その場合は、「高等学校等就学支援金の受給権の有無」を学校で記載してもらうこと
	③　口座振替申出書 →通帳のコピー添付（※１）	（※１）金融機関名、店舗名、口座番号、口座名義人（カナ）がわかる部分を、必ず添付してください。 （通帳表面と１枚めくった中面のコピー） 紙の通帳を持たない口座の場合は、金融機関名・支店番号・口座番号・カナ名義の分かるように画面をコピーしてください。
	④　国籍・在留資格等の要件を確認するための書類	→生徒等のいずれかの書類 ・住民票の写し（原本） ・特別永住者証明書の写し ・在留カードの写し
生活保護世帯	⑤　生活保護法の規定による生業扶助の措置状況がわかる証明書（※２）	（※２）「生活保護法第３６条の規定による生業扶助（高等学校就学費）受給証明書」、または福祉事務所で発行される「生活保護受給証明書」など生業扶助（高等学校就学費）の措置状況が確認できる書類

住民税非課税 **・所得割額** **182,500円未満世帯** **【専攻科のみ】** **所得割105,500円** **～264,500円未満・** **扶養する子が３人** **以上いる世帯**	⑤ 保護者等全員の令和８年度課税証明書、非課税証明書等（※３） ⑥ 扶養する子が３人以上いる世帯を証明する書類（※４）	（※３）無職無収入の専業主婦等の方も非課税であることの証明が必要です。写しでも可。 （※４）市町村民税における扶養親族の記載が省略されていない課税証明書等の原本または写し（⑤の書類で確認できる場合は不要）及び扶養親族申告書。

※その他、追加書類を求める場合があります。

※申請書等は、添付のExcelファイルをご利用ください。
（島根県HPからのダウンロードも可能です）

◆申請にあたっての注意

※申請書に虚偽の記載をし、本来受けることができない給付金を受けた場合は、給付金の全額を返還することになります。

※この給付金は、授業料以外の教育費負担を軽減するために給付するものであるため、必ず「授業料以外の教育費」に活用する必要があります。